

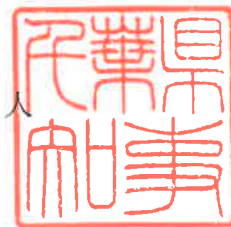
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区大字鹿室740番地1

氏 名 株式会社 エコサービス
代表取締役 成島 憲一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和7年1月27日

許可の有効年月日 令和12年1月26日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃油，イ 廃アルカリ，ウ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），エ 紙くず，オ 木くず，カ ゴムくず，キ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），ク ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年1月27日 新規許可

令和7年1月27日 更新許可

令和7年5月22日 変更届（代表者変更，役員変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては，市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。